

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	(03)6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 正木 輝
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー13階
【電話番号】	(03)6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 正木 輝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 355,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成30年6月27日に有価証券報告書（第65期 自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）を関東財務局長に提出したことに伴い、参照書類に当該有価証券報告書を追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち、「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」と題する書面を差替えるとともに、「平成30年3月期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結業績の概要」と題する書面を削除するために、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成30年6月13日に提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

（添付書類の削除）

平成30年3月期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

<訂正前>

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） 平成29年6月23日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第1四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日） 平成29年8月10日 関東財務局長に提出

事業年度 第65期第2四半期（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日） 平成29年11月13日 関東財務局長に提出

事業年度 第65期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日） 平成30年2月14日 関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成29年6月26日に関東財務局長に提出

<訂正後>

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第65期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日） 平成30年6月27日 関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

<訂正前>

参照書類である有価証券報告書（第64期事業年度）及び四半期報告書（第65期第1四半期、第2四半期および第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年6月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について追加がありました。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該追加箇所については\_\_\_\_\_ 罪で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年6月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、これらの将来に関する事項（以下の「事業等のリスク」に記載されたものを含む。）についてはその達成を保証するものではありません。

（以下略）

<訂正後>

参照書類である有価証券報告書（第65期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成30年6月27日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年6月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、これらの将来に関する事項についてはその達成を保証するものではありません。

（以下削除）